

学長の業務執行状況の評価方法について

学長選考・監察会議の職務として、新たな学長の選考のほか、選考後においても学長の業務執行の状況を毎年定期的に確認することが定められている。これに基づき、学長就任1年目の令和4年度及び就任2年目の令和5年度については、学長の業務執行状況の確認を行った。

令和6年度については、国立大学法人信州大学学長選考・監察会議規程第2条第3項の規定に基づき、学長の在任期間が3年（任期中間点：令和6年10月1日）を経過した時点において、学長の業務執行状況の評価を行うことになっている。

そのため、残る任期における学長の業務執行状況の質の向上に資することを目的とし、学長の業務執行状況の評価方法について、下記のとおり定める。

記

第1 実施時期及び対象期間

実施時期：令和6年11月28日開催の学長選考・監察会議時

対象期間：令和3年10月1日～令和6年9月30日

第2 実施方法

学長選考・監察会議による学長の業務執行状況の評価の実施は、次の各号に掲げる方法により行う。

- (1) 資料による評価
- (2) 学長ヒアリング

第3 資料による評価

第2第1号に定める資料による評価は、次の各号に掲げる資料に基づき行う。

- (1) 業務執行報告書（学長）及び学長の業務執行状況に関する意見書（監事）
 - ①令和4年11月25日学長選考・監察会議分
 - ②令和5年11月28日学長選考・監察会議分
- (2) 学長プレゼンテーション資料
令和6年11月28日学長選考・監察会議分
- (3) 監事による学長の業務執行状況評価結果
評価対象期間：令和3年10月1日～令和6年8月31日
- (4) 学長選考・監察会議議事要録
 - ①令和4年11月25日学長選考会議分
 - ②令和5年11月28日学長選考会議分
- (5) 自己評価結果
 - ①第4期中期目標期間に係る中期計画の進捗状況（令和4年度実績）
 - ②第4期中期目標期間に係る中期計画の進捗状況（令和5年度実績）
- (6) 学長選考時の「次期学長に求められる資質・能力」
- (7) 学長選考時の「所信」
- (8) その他学長選考・監察会議が必要と認める資料

第4 学長ヒアリング

第2第2号に定める学長ヒアリングは、第3第2号の学長プレゼンテーション資料による学長のプレゼンテーションのあと、第3の各号に掲げる資料に基づき、学長選考・監察会議委員及び学長が質疑応答を行う形で実施し、監事は陪席する。質疑応答の内容は非公開とする。

第5 評価内容についての審議及び決定

学長選考・監察会議は、次の手順により学長の業務執行状況の評価について審議し決定する。

- (1) 各委員は、第3の「資料による評価」及び第4の「学長ヒアリング」の結果に基づき、別紙様式1「国立大学法人信州大学学長選考・監察会議 学長の業務執行状況評価結果」(以下「評価結果」という。)の「1. 評価」欄には、次に掲げる【4段階の評価】を記載し、「2. 意見等」の欄には、次に掲げる【評価項目】ごとの意見等を記載する。

【4段階の評価】

- ・極めて順調である
- ・順調である
- ・おおむね順調である
- ・改善の努力が必要である

【評価項目】

- 1) リーダーシップ, 2) 教育, 3) 研究, 4) 国際交流, 5) 社会貢献,
6) 組織運営, 7) その他(「女性の活躍」等)
- (2) 学長選考・監察会議は、各委員から提出された評価結果に基づき、【4段階の評価】及び【評価項目】ごとの意見等を集約し、別紙様式2「国立大学法人信州大学学長選考・監察会議 学長の業務執行状況評価書」(素案)(以下「評価書」という。)を作成し、評価内容について審議を行う。
- (3) 学長選考・監察会議は、(2)の審議に基づいて「評価書」(案)を作成し、学長選考・監察会議として、評価書に記載する「1. 評価」及び「2. 各委員からの主な意見等」の内容を決定する。

第6 学長の業務執行状況の評価の公表

学長選考・監察会議は、学長の業務執行状況の評価について決定した場合は、速やかに議長から学長に評価書の内容を伝えとともに、評価書を本学ホームページで公表する。

以 上